

○内閣府告示第百三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十三条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定基金を次のように指定する。

令和四年十月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 国から経済安全保障重要技術育成基金補助金交付要綱（令和四年三月十日文部科学大臣決定）の規定により国立研究開発法人科学技術振興機構に交付される補助金を受けて造成された基金
- 二 国から産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱（令和四年三月八日経済産業大臣決定）の規定により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に交付される補助金を受けて造成された基金